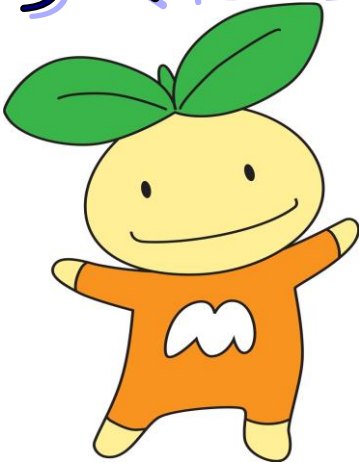


出生・転入届の後、 すぐに『児童手当』の手続きを！



**児童手当は、申請月の翌月から
支給されます。
申請が遅れると支給開始も遅れ
ますので御注意を！**

ただし、「出生の場合は出生日の翌日から」、「転入の場合
は他の市町村からの転出予定日の翌日から」、15日以内であ
れば、月をまたがっていても出生日、転出予定日の翌月分か
ら支給されます。

次のいずれかに該当する人は申請手続きを行ってください。

- ★ 出生などにより、新たに児童を養育する人
- ★ 既に受給している人で、第2子以降の出生や養育する児童が増えた人
- ★ 既に受給している人で、他の市町村から転入された人

申請に必要なもの ※ 必要なものが全て揃ってなくても、急ぎ申請手続きをお願いします。
申請手続きが遅れると、支給開始が遅れますので御注意ください。

- ① 認定請求書（こども政策課と各支所窓口にあります。）
- ② 印鑑（スタンプ印不可）
- ③ 通帳（請求者名義のもの）
- ④ 請求者・配偶者の個人番号（マイナンバー）カード
- ⑤ 請求者の健康保険証（国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合に加入の人のみ）
※上記の保険証に該当しない場合でも、マイナンバー制度による情報連携で、年金情報が確認
できないときは、保険証の提出が必要となる場合があります。
- ⑥ 窓口で手続きされる人の写真付き本人確認書類（免許証、在留カードなど）
- ⑦ その他、状況に応じて提出をしていただく書類があります。

支給対象

中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している東近江市在住の主たる生計者で、下記に該当する人に支給されます。

- 父と母がともに養育している場合は、生計を維持する程度の高い（前年所得の高い）父又は母
- 両親が離婚協議中で別居の場合は、児童と同居している人（ただし、離婚協議中であることの証明が必要です。）
- 児童福祉施設等の設置者（里親等）など

※ 公務員の方は職場での届出となります。

※ 既に受給している人で公務員になった場合は、「児童手当受給事由消滅届」の提出が必要です。
また、公務員を退職したときは新たに住所地の市町村へ申請をしていただく必要があります。

支給額

支給対象		支給月額
0歳～3歳未満		15,000円
3歳以上小学校卒業まで	第1、2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限以上の場合（児童一人につき一律）		5,000円

※ 第何子目かは、養育している18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を年長から順に数えます。

支給月

6月、10月、2月の10日（金融機関が休業日の場合は前日）にそれぞれ前月分までの手当を振り込みます。

※ 金融機関によって振込みの時間が異なります。

※ 書類の提出時期や資格消滅の日によって、支給月や支給日が変わることがあります。

里帰り出産のときは

里帰り出産をして東近江市以外で出生届を提出した場合でも、児童手当の申請については東近江市で申請していただくこととなりますので忘れずにお越しくください。（申請は住民登録のある市町村でしか行えません。）

現況届

児童手当を受給する人は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出する必要があります。この届は、毎年6月1日の状況を確認し、引き続き受給資格要件を満たしているかどうかを確認するものです。

その他

すべての書類が整い次第、申請内容を審査のうえ、受給資格者には認定通知書を送付します。

申請窓口・お問い合わせ先

東近江市こども政策課（本館1階）	TEL 0748-24-5643	IP 050-5801-5643
永源寺支所	TEL 0748-27-2185	IP 050-5801-2185
五個荘支所	TEL 0748-48-7311	IP 050-5801-7311
愛東支所	TEL 0749-46-2260	IP 050-5801-2260
湖東支所	TEL 0749-45-3715	IP 050-5801-3715
能登川支所	TEL 0748-42-8700	IP 050-5801-8700
蒲生支所	TEL 0748-55-4883	IP 050-5801-4883

